

改正組合法の枠組み

< ガバナンス機能の向上 >

< 共済事業の健全性の確保 >

「大規模組合改正点」

大規模な組合にだけ上乗せされる措置

監事の権限拡大の義務化(現在会計監査のみ行っている監事に業務監査権限付与の義務化)(第36条の3)

員外監事選任の義務化(1人以上、資格範囲の縮小)(第35条)

余裕金運用の制限(外債購入等、投機的な資産運用を防止。具体的には省令で規定)(第57条の5)

「大規模共済組合改正点(特定共済組合)」

(現行相当程度の規制がある火災共済組合にもほぼ同様の措置を導入)

特定共済組合にだけ上乗せされる措置

名称中への一定文字の使用強制(「共済協同組合」)(第6条)

原則兼業禁止(共済事業に専念)(第9条の2)

財務の健全性基準(支払余力)の導入(第58条の4)

最低出資金規制の導入(1,000万円、3,000万円)(第25条)

+

組合員1,000人超(政令)
(連合会 会員たる組合の組合員数の総数)

+ + +

「一般組合改正点」

組合全般に係る措置

役員任期の変更(理事は3年以内 2年以内、監事は3年以内 4年以内)(第36条)

監事の権限拡大、監事の権限定と組合員の権利拡大(現在、会計監査のみ行っている監事に業務監査権を付与する。ただし、会計監査に限定することを定款で定めることができる。この場合、理事会の招集請求権の付与等、組合員の権限が強化される。)(第36条の3、第36条の6)

決算関係書類等の作成・手続の明確化(第40条)

会計帳簿等の保存の義務化(10年)、

会計帳簿の閲覧請求要件の緩和(10分の1 100分の3)(第41条)

理事・監事ごとの役員報酬の設定(第36条の3 会社法の準用)

…その他、軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略、理事による利益相反取引の制限、共済事業に関する定義の創設 等

「一般共済組合改正点」

共済事業を実施する事業協同組合全般にかかる措置

共済事業に関する定義の創設(第9条の2)

共済規程(事業方法書等)の作成・認可(第9条の6の2)

共済事業実施に係る諸規制

・共済以外の事業との区分経理(第58条の2)

・経費賦課の禁止(第12条)

・責任準備金等の積立て(第58条)

・余裕金運用の制限(第57条の5)

・外部監査の導入(負債金額200億円超の場合)(第40条の2)

・共済計理人の選任・関与(長期の契約を締結する場合等複雑な数理計算を必要とする場合)(第58条の6、第58条の7)

・重要事項の説明義務(第58条の5)

・業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧(第61条の2)

・共済代理店規定の整備(第9条の7の5)

・共済金額の削減・共済掛金の追徴(第33条)

・員外利用の定義の見直し(第9条の2)

等

少額共済(10万円以下)
= 共済規制の適用除外

共済金額10万円超(省令)
= 共済規制の対象